

山梨県立大学看護実践開発研究センター松野・望月看護研究費助成金交付要項

(通則)

第1条 山梨県立大学看護実践開発研究センター（以下「センター」という。）松野・望月看護研究費助成金（以下「助成金」という。）は、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関してはこの要項の定めるところによる。

(助成の目的)

第2条 この助成金は、山梨県内に所在のある医療機関等に従事する者でセンター認定看護師教育課程を修了した者（グループにあっては研究代表者）に対し、看護実践の質の向上のための専門知識や技術の習得に関する研究に助成を行い、県内における認定看護師のさらなるキャリアアップ等を促進することを目的とする。

(助成対象研究)

第3条 助成対象研究は次の各号に掲げる看護研究とする。

- (1) 看護実践に直接寄与する研究
- (2) 看護の質の向上に貢献する研究

(研究期間及び助成額)

第4条 研究期間は、交付決定を受けた日からその当該年度の3月15日までとし、助成額は、1件30万円を限度とする。

(助成対象外経費)

第5条 次の各号に掲げる経費は、助成の対象外経費とする。

- (1) 人件費（報酬、給料、諸手当及び社会保険料等）
- (2) 1点30,000円以上の備品購入費等
- (3) その他審査時に指定された経費

(申請手続)

第6条 この助成金の交付を受けようとするときは、交付申請書（様式第1号）に申請者が所属する医療機関等の研究倫理審査会の承認を受けたことがわかる書類を添えて、山梨県立大学看護実践開発研究センター長（以下「センター長」という。）が別に定める日までにセンター長に提出しなければならない。

(交付の条件)

第7条 この助成金の交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 研究者（グループにあつては研究代表者）は、山梨県内に所在のある医療機関に従事する者でセンター認定看護師教育課程を修了した者であること。
- (2) 次に掲げる事項の一に該当する場合には、あらかじめセンター長の承認を受けなければならない。

ア 研究の内容を変更（看護研究の骨格に影響しない軽微な変更は除く。）しようとする場合

イ 看護研究に要する経費の配分の変更をしようとする場合

ウ 看護研究を中止し、又は廃止しようとする場合

- (3) 看護研究の収支に関する帳簿・領収書等の証拠書類は、助成金の交付を受けた年度の翌年度から5年間、整備保管しておかななければならない。

(選定方法及び交付の決定)

第8条 看護研究計画書及び収支予算書等に基づき、センター内に設置された審査委員会において書類審査を行い、研究助成金を決定する。

(交付決定をしないことができる場合)

第9条 センター長は、交付対象者等となる者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金等の交付の決定をしないことができる。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。次号において「暴力団対策法」という。）第二条第二号に規定する暴力団をいう。第三号において同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団対策法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。次号において同じ。）
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(審査委員会)

第10条 審査委員会は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 審査委員会は、次に掲げる者をもって組織する。
 - ア 山梨県立大学看護実践開発研究センター長（センター長）
 - イ 山梨県立大学看護学部長
 - ウ 山梨県立大学看護学研究科長
 - エ 教育課程主任教員

オ 教育課程専任教員

カ 山梨県立大学池田事務室長

キ その他センター長が必要と認める者

(2) 委員会に委員長を置く。

(3) 委員長はセンター長をもってあてる。

(4) 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する者がその職務を代行する。

(決定の取消し)

第11条 センター長は、助成金の支払いを受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 助成金を他の用途に流用したとき。

(2) 不正の手段により助成金の支払を受けたとき。

(3) 助成金の交付の決定の内容、これに付した条件、その他法令又はこの要項に違反したとき。

(4) 第9条各号のいずれかに該当するとき。

(変更等の承認申請)

第12条 第7条第2号に基づき研究の内容を変更または研究中止・廃止する場合は、次の各号に掲げる書類をセンター長に提出しなければならない。

(1) 変更承認申請書(様式第2号)

(2) 研究中止(廃止)申請書(様式第3号)

(助成金の交付)

第13条 助成金は、精算払いとする。ただし、センター長が必要と認めた場合には、概算払いとすることができる。概算払いを受けようとするときは、概算払請求書(様式第4号)をセンター長に提出しなければならない。

(実績報告書)

第14条 当該研究が完了した日もしくは研究廃止の承認を受けた日から起算して1ヶ月を経過した日又は交付決定をした年度の3月15日のいずれか早い期日までに、実績報告書(様式第5号)をセンター長に提出しなければならない。

(その他)

第15条 この要項に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項はセンター長が別に定める

附則

この要項は、平成28年2月10日から施行し、平成28年度分の助成金から適用する。

附則

この要項は、平成29年10月1日から施行する。

附則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。